

デジタルバッジ発行ガイドライン

(目的)

第1条 プロジェクトマネジメントに関する行事への参加、貢献、学習を行った個人の活動や成果をデジタル証明することにより、プロジェクトマネジメントに関する活動を可視化し、取り組みの意欲を向上し、その成果の活用を図ることを目的とする。

(デジタルバッジの分類)

第2条 授与するデジタルバッジの種類は以下とする。

- (1) 参加証 (Participation) : PMI日本支部の主催、共催のセミナー等への参加者に与える。
- (2) 貢献 (Contribution / Recognition) : PMI日本支部に対する貢献に対して与える。これには、PMI日本フォーラム等での講演者やボランティア、PMI日本支部に関連するプロジェクト活動などが含まれる。
- (3) 学習証明 (Learning) : PMI日本支部の主催、共催の教育プログラムを受講し、学習成果の評価を受け合格した受講者に学習証明を与える。

(デジタルバッジの意匠)

第3条 PMI日本支部は、デジタルバッジの意匠の基本形をデジタルバッジの分類ごとに定める。

(デジタルバッジのメタデータ)

第4条 PMI日本支部の部会または事務局がデジタルバッジの発行を企画し、デジタルバッジのメタデータを策定する。デジタルバッジのメタデータとは、デジタルバッジに含まれるデータの定義と説明であり、デジタルバッジの「名称」、「発行者」、「説明」、「取得条件」などが含まれる。学習証明のメタデータの策定は、第5条に従う。

(学習証明)

第5条 デジタルバッジの種類が学習証明 (Learning) については、JV-Campus/JMOOC マイクロレデンシャル共同ワーキンググループ[1]のマイクロレデンシャルフレームワーク(枠組み)とその記述子およびマイクロレデンシャルをデジタル発行のためのガイドラインに従う。マイクロレデンシャルは、学習者が知っていること、理解していること、またはできることを証明する、対象が重点化された学習成果の記録であり、明確に定義された基準に基づいた評価を含む。

(デジタルバッジの発行)

第6条 (1) 参加証 (Participation) 、(2) 貢献 (Contribution / Recognition) 、(3) 学習証明 (Learning) に対しそれぞれ発行の手順を決める。

2 (1) 参加証と(2) 貢献は、発行を企画した部会または事務局が理事会で

発行の企画を報告する。

3 (3) 学習証明は、発行を企画した部会が、第5条に従い学習証明の記述子およびバッジのメタデータ策定し、会員サービス委員会がこれを確認する。その後、日本支部にバッジ発行の責任が発生するため、企画した部会が理事会で承認を得る。

(デジタルバッジを授与される者)

第7条 デジタルバッジを授与される者はPMI日本支部の会員およびPMI日本支部が定めた者とする。

(デジタルバッジの発行手続き)

第8条 デジタルバッジの発行手続きは、別途定める。

(改正および廃止)

第9条 本ガイドラインの改廃は会員サービス委員会の提案により理事会の議決を経るものとする。

附則 このガイドラインは 2024 年 7 月 1 日から施行する。

引用文献

[1] マイクロクレデンシャル共同ワーキンググループ、<https://micro-credential-jwg.org/>